

【初級】ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から 事例理解まで 追補情報のご案内

株式会社サーティファイ

法改正（平成28年9月1日時点で施行されている法令に基づく）、誤表記により本書内容を一部追加・修正・削除いたしました。第6刷をお持ちの方は、以下の追補情報に従い、読み替えを行ってくださいますようお願い申し上げます。

<追加・修正・削除箇所について>

- ・下線部が追加・修正箇所です。
- ・二重線が削除箇所です。

第1部 コンプライアンスの基本論・総論

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
42	1) 刑法違反 3行目	～贈収賄罪（193条～198条）	～贈収賄罪（ 193 <u>197</u> 条～198条）
44	12行目	・薬事法違反に基づく刑事罰（薬事法83条の6以下）	・ 薬事法 <u>薬機法</u> 違反に基づく刑事罰（ 薬事法 <u>薬機法</u> 83条の6以下）
49	4行目	～改正公認会計士法においても、	～改正公認会計士法、 <u>平成28（2016）年4月施行の改正景品表示法</u> においても、
49	5行目	公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして証明した場合には課徴金が科されます（公認会計士法31条の2）。	公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして証明した場合には課徴金が科されます（公認会計士法31条の2）。

第2部 ビジネスコンプライアンスと法・ルール

ページ番号	箇所	訂正前	訂正後
64	1 憲法の 目的と 基本的原理 9行目	人身の自由（憲法31条）や平等権（14条1項）、選挙権（15条3項）	人身の自由（ <u>憲法18条</u> 、31条）や平等権（14条1項）、選挙権（15条 <u>31</u> 項）

89	4) 株式会社 の機関 4行目	～公開会社かつ大会社（資本金が5億円以上または負債が200億円以上の会社）は監査役会、会計監査人、監査等委員会または指名委員会等の設置（328条）が必要とされています。	公開会社かつ大会社（資本金が5億円以上または負債が200億円以上の会社）は監査役会 ＝ および会計監査人、または、監査等委員会 またはは もしくは指名委員会等の設置（328条）が必要とされています。
91	③取締役会 6行目	～取締役会の決議の省略（いわゆる持回り決議）が可能です（370条）。	～取締役会の決議の省略（ いわゆる持回り決議 書面決議）が可能です（370条）。
125	<事例-2> 職務発明	①発明者が特許権を取得した場合には、使用者（法人）は無償の通常実施権（特許発明を実施（2条3項）できる権利）を確保できます（35条1項）。	①発明者が特許権を取得した場合には、使用者 （法人） 等は無償の通常実施権（特許発明を実施（2条3項）できる権利）を確保できます（35条1項）。 <u>契約や就業規則により、特許を受ける権利をはじめから使用者等に帰属させることも可能となりました（35条3項）。</u>
125	<事例-2> 職務発明	②使用者は、	②使用者等は、
125	<事例-2> 職務発明	③使用者は、特許を受ける権利等を承継した場合に、発明者へ相当の対価を支払わなければなりません（35条3項）。	③使用者等は、特許を受ける権利等を承継した場合に、 <u>経済産業省のガイドラインを踏まえ、</u> 発明者へ相当の対価を支払わなければなりません（35条 3 <u>4</u> 項、 <u>6</u> 項）。
126	2行目	～（35条4項）、	～（35条 4 <u>5</u> 項）、
126	5行目	～（35条5項）、	～（35条 5 <u>7</u> 項）
135	③営業秘密 に関する その他の 不正競争 2行目	～（2条1項5号～9号）。	～（2条1項5号～ 9 <u>10</u> 号）。
135	③営業秘密 に関する その他の 不正競争 最終行	～する行為（同9号）	～する行為（同9号） ・ <u>上記各行為のうち技術上の秘密の使用行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡もしくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、または電気通信回線を通じて提供する行為（同10号）</u>

136	3) 刑事罰 ① 1 行目	～10 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金が科されます (21 条 1 項)。	～10 年以下の懲役または 1000 もしくは <u>2000</u> 万円以下の罰金、またはその両方が科されます (21 条 1 項)
137	③ 1 行目	法人の従業員等が法人の業務に関して上記行為等を行った場合は、その法人に対しても 3 億円以下の罰金刑を科せられます	法人の従業員等が法人の業務に関して上記行為等を行った場合は、その法人に対しても、 <u>①</u> については 5 億円、 <u>②</u> については 3 億円以下の罰金刑を科せられます
146	「以上の ような」 の段落 3 行目	～刑罰 (6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金) を科されることもあります (56 条。両罰規定 58 条)。	～刑罰 (6 カ月以下の懲役または 30 万円以下の罰金) を科されることもあります (56 <u>74</u> 条。両罰規定 58 <u>77</u> 条)。
146	「その他」 の段落 3 行目	～虚偽の報告をした場合には、30 万円以下の罰金が科されます (57 条)。	～虚偽の報告をした場合には、30 万円以下の罰金が科されます (57 <u>75</u> 条)。
148	1 行目	～5000 を超えない場合は含まれません。	～5000 を超えない場合は含まれませんし、「特定の個人の数」からは、 <u>電話帳やカーナビ情報上の個人情報</u> は除外されま <u>す</u> 。
174	3 行目	無効とされます (9 条) そこで	無効とされます (9 条)。 <u>そこで</u>
175	2 指定商品、 指定権利、 指定役務 制度	2 指定商品、指定権利、指定役務制度 特定商取引法の適用を受けるためには、政令で指定された商品、権利、役務 (サービス) であることが必要です。	2 指定商品、指定権利、指定役務制度 特定商取引法の適用を受けるためには、 <u>政令で指定された商品、権利、役務 (サービス) については特に制限はありませんが、権利については、政令で指定された権利であることが必要です。</u>
175	2 指定商品、 指定権利、 指定役務 制度 3 行目	政令で指定されているものは極めて多岐にわたりますが、例えば、指定商品としては、食品、貴金属、家電製品、電話機、複写機 (コピー機)、電子計算機 (パソコン)、衣服、生理用品などがあります。また、指定権利としては、保養のための施設またはスポーツ施設を利用する権利、語学の教授を受ける権利など、指定役務としては、コピー機、パソコンなどの貸与や、瓦・壁用のパネルの	政令で指定されているものは <u>権利は、極めて多岐にわたりますが、例えば、指定商品としては、食品、貴金属、家電製品、電話機、複写機 (コピー機)、電子計算機 (パソコン)、衣服、生理用品などがあります。また、指定権利としては、保養のための施設またはスポーツ施設を利用する権利、映画、演劇、音楽、スポーツ、写真または絵画、彫刻その他の美術工芸品を鑑賞し、または観覧する権利、および、語学の教授を受ける権利です。</u> など

		取付け（いわゆるリフォーム工事）などがあります。	指定役務としては、コピー機、パソコンなどの貸与や、瓦・壁用のパネルの取付け（いわゆるリフォーム工事）などがあります。
176	3行目	なお、指定商品、指定役務の制度は、平成21（2009）年12月1日に施行された改正特定商取引法により、廃止されました。	なお、指定商品、指定役務の制度は、平成21（2009）年12月1日に施行された改正特定商取引法により、廃止されました。
178	1行目	なお、指定商品、指定役務の廃止に伴い、本法の対象とならない商品・役務（例えば金融商品取引法で別途規制される金融商品など）が26条に規定されました。	なお、指定商品、指定役務の廃止に伴い、本法の対象とならない商品・役務（例えば金融商品取引法で別途規制される金融商品など）が26条に規定されました。 その他、他の法令で規制される商品や役務など、26条に列挙されたものも適用が除外され、クーリングオフになじまない商品、役務や3000円以下の現金取引も除外されています。
180	<事例-3>	Z社は、ホームページに契約解約の条件を載せていませんが、改正法が施行されると、顧客は契約後8日間商品の返品をすることができますこととなります。	Z社は、ホームページに契約解約の条件を載せていませんが、 <u>改正法が施行されると、顧客は契約後8日間商品の返品をすることができますこととなります</u> できます。
206	6行目	これを受けて、現行法制の見直しを求める声も上がっています。	これを受けて、 現行法制の見直しを求め <u>る声も上がっています</u> 労働者派遣法の目的には「派遣労働者の保護」が明記され、また派遣事業者に、派遣労働者のキャリア形成支援制度の導入を義務づけ、派遣可能期間制限（3年間）の例外を概ね撤廃し、偽装請負等の派遣を受け入れた時点で通常の労働契約が成立したとみなすなど、派遣労働者の保護のための改正がなされました。

【初級】 ビジネスコンプライアンス「社会的要請への適応」から事例理解まで 第6刷 用